

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 8 号  
2 0 1 4 年 9 月 2 4 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「大阪仕業検査車両所における職場諸要求」に関する申し入れ

表題について、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

記

1. 労働条件に関する改善要求

- ① 申告と仕業検査のパート変更は、休日指定日（毎月10日）に明らかにすること。
- ② 申告と仕業検査の担務指定は、全社員が平均的になるようにすること。
- ③ 勤務指定表に発表する仕業検査担当を「A班の1. 2. 3」、「B班の1. 2. 3」のように区別して明らかにすること。
- ④ 申告と仕業検査担当の現行の休憩時間「8時15分～8時30分」のところを「8時10分～8時25分」に変更すること。
- ⑤ 現在、仕業・申告検査担当者はそれぞれ20名であるが、今後もこの人数を確保すること。
- ⑥ 仕業・申告の作業は、基本は消耗品等の取替作業を主とし、その他、時間を要する修繕作業は修繕車両所の作業区分とすること。

2. 仕業庫等の設備改善要求

- ① 仕業線のロウソクのヒビ等の問題で、会社は「仕業庫の検査杭に関しては、定期的に検査しており状態を把握している。安全や耐久性に問題はなく状態に応じて計画的に修繕していく」との回答を以前に行っているが、具体的な修繕等が計画されているのか明らかにすること。
- ② 仕業線で排水用の金属製の足場（グレイチング）の浮き等の問題で「仕業線の床面については、定期的に検査しており状態に応じて計画的に修繕していく。なお、今後もこのような場合は管理者に申し出ること」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず昨年から全く修繕が行われていない。このことに対する支社の見解を明らかにすると共に、労災防止のために早急に修繕すること。また修繕計画を明らかにすること。
- ③ 仕業線のサービスデッキ下のパイプの漏水について「漏水についてはすでに対応し

ており、現在漏水箇所は無いと認識している。今後、漏水があればすみやかに対応していく。なお、今後もこのような事象がある場合は管理者に申し出ること」との回答を以前に行っているが、昨年の漏水箇所は修繕されたが同じパイプで新たに数か所漏水している。また他のパイプでも漏水している。管理者には申し出ているが修繕されていない。このことに対する支社の見解を明らかにすると共に、労災防止のためにも早急に対応すること。またパイプ自体の歪み等も考慮している。根本的な対策を行うこと。

- ④ 仕業線のサービスデッキ下のパイプが、13号車から16号車付近までは改修され180cm位の高さになっているが、1号車から12号車付近は未改修で危険である。早急に改修すること。
- ⑤ 仕業・申告現場作業詰所内の休憩場所に換気扇を取り付けること。
- ⑥ 仕業・申告現場作業詰所内に冷水器を設置すること。
- ⑦ 仕業庫の床下点検通路の清掃・整備を定期的に行うこと。
- ⑧ 仕業庫の床下点検通路の蚊等の害虫駆除について「害虫駆除については適切に行っている」との回答を以前に行っているが今年も害虫が発生している。管理者にも申し出ているにも関わらず全く改善されていない。早急かつ定期的に駆除すること。
- ⑨ 仕業庫の床下点検通路の排水不良について「修繕等は必要な都度実施している」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず全く修繕が間に合っていない。床面に水が溜まり滑って危険である。早急に修繕すること。
- ⑩ 仕業庫屋根上点検通路の全ての空調・スポットクーラー、移動式クーラーを正常に動作するように点検整備すること。
- ⑪ 仕業庫内のカラスの駆除について「カラスの駆除は定期的に行っている」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず、まだまだ間に合っていない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除すること。
- ⑫ 仕業庫天上照明や仕業線の各ピット内蛍光灯の切れが数十か所ある。管理者にも申し出ているが、管理者も「上がやってくれない」と話している現状であり、労災防止のためにも早急に修繕すること。
- ⑬ 雨が降ると仕業・申告現場作業詰所で雨漏りがする。管理者には申し出ているにも関わらず全く改善されない。機器等の故障も考えられるため早急に修理すること。
- ⑭ サービスデッキ下部にコンクリートが腐食し、鉄筋が剥き出しになっている箇所が見受けられる。早急に調査・修繕すること。
- ⑮ 仕業庫で屋根上点検作業時に車両間を渡る際、架線を吊るハンガーがあるため架線に手を添えて渡れない所が数箇所あるので改善すること。

### 3. 事務所棟の設備改善要求

- ① 事務所棟内の通路上や風呂へ行くために使用するエレベーター出入口に向いている「監視カメラ」を撤去すること。
- ② 大阪仕業検査車両所の5階部分には風呂場が設置されていない。風呂場かシャワールームを新設すること。
- ③ 事務所棟内・南端にある1階避難出口に通じる「非常用階段」を常時使用できるよ

うにすること。

- ④ 事務所棟南側のエレベーターを使い9階の仮眠室・風呂に行けるようにすること。

#### 4. 手当、福利厚生等の改善要求

- ① 仕業申告副班長（テ1）の断路器扱い者に対して「副班長手当」を新設・支給すること。
- ② 軍手、軍足は社員が必要とする数を貸与すること。
- ③ 軍手、軍足の貸与については、大阪仕業検査車両所ではその都度交換方式となっているが、事業所毎で、年間の貸与数、貸与方法が違うのか明らかにすること。
- ④ 風呂の入浴規制時間を撤廃し、フルタイムで入浴できるようにすること。
- ⑤ 食堂の営業時間帯にもかかわらず、夕食時に御飯等の品切れになっていることがある。食堂の営業時間帯は食事が十分にとれるようにすること。

#### 5. 通勤に関する改善要求

- ① 通勤回送は、14号車、15号車、16号車の3両に限定されているが、余裕をもって乗車できるように13号車も指定号車とすること。
- ② 非番者用に朝の通勤回送列車を新設すること。
- ③ 通勤バス・茨木行き9：10を増便すること。
- ④ 通勤バス・茨木行き17：35（休日ダイヤは運休）を毎日運転すること。
- ⑤ 通勤バス・茨木行きの降り場を全て茨木駅前で降車できる様にする。
- ⑥ 通勤回送の乗車の際は、鳥飼基地従事員証明証もしくは社員証のどちらかで乗車出来るようにすること。
- ⑦ 新大阪からの通勤回送では最後に乗った人が鎖錠確認等を行うようになっているが、鎖錠確認等を行う理由を明らかにすること。また勤務時間外の社員に鎖錠確認等を強要できる根拠を明らかにすること。
- ⑧ 「5. ⑦」に関して、何らかの不測事態が生じた場合の対応や責任問題も想定される事柄であり、勤務以外の社員への強要はやめること。鎖錠確認等がどうしても必要であるならば、会社が責任を持って警備会社へ業務として依頼するか、または管理職以上にある社員が責任を持って行うこと。

#### 6. その他の改善要求

- ① 仕業検査において、担当助役、当日の当直長が仕業検査施行時についてきて標準化には記載されていない検査項目の喚呼＝「声出し」を強要しているが、直ちにやめること。
- ② 構内に社員用の駐車場を早急に確保すること。
- ③ 朝のトイレの清掃が終業点呼後の間もない時間に行われているが、9時40分の通勤バスが出発以降に清掃すること。
- ④ 仕業庫7番線サービスデッキに自転車がないので増配置すること。
- ⑤ テ0用の自転車を増配置すること。

以上